国家検定制度

着付け技能検定

よくある質問 Q&A

Q. 着付けの技能検定とは？

A. 着付けの技能検定は、他人に着物を着付ける業務（他装）に必要な技能を対象としております。着付け職種技能検定では、学科試験及び実技試験が級別に行われます。

Q. 技能検定に合格するとどうなるの？

A. 学科試験、実技試験の両方に合格すると、１級は厚生労働大臣名、２級は技能センター理事長名で合格証書が交付されます。また、合格者は「１級着付け技能士」又は「２級着付け技能士」と名乗ることができます。

Q. 誰でも受検できるの？

A. 技能検定は、受検資格を満たせば受検者の所属団体等に関係なく受検できます。

Q. 技能検定に合格しなければ着付けの仕事ができなくなるの？

A. 技能検定は、労働者の雇用の安定や社会的経済的地位の向上を目的に労働者の有する技能を検定する制度であり、合格しなければ仕事ができないというものではありません。

Q. 2級を受検せずに1級からの受検は可能ですか？

A. 受検資格があれば1級からでも受検できます。

Q. 流派は関係あるの？

A. 一定の実務経験があればどなたでも受けることができる国家検定であるため、他人に着物を着付ける業務に必要な着付け技能のうち、基本的、一般的な技能のみを対象としております。芸術的な要素や各流派の伝統・文化等の高度なものは含みませんので、流派に関係なく受検することができます。

Q. 実技試験から受検できますか？

A. 学科試験合格者、免除資格保有者（職業訓練指導員等）が実技試験を受検することができます。

Q. 人材開発支援助成金の対象になりますか？

A. 着付け技能検定制度は厚生労働省が行っています人材開発支援助成金の制度導入関連に関する職業能力検定制度導入コースの技能検定合格報奨金制度として申請が可能です。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧下さい。

《受検申請から合格までの流れ》

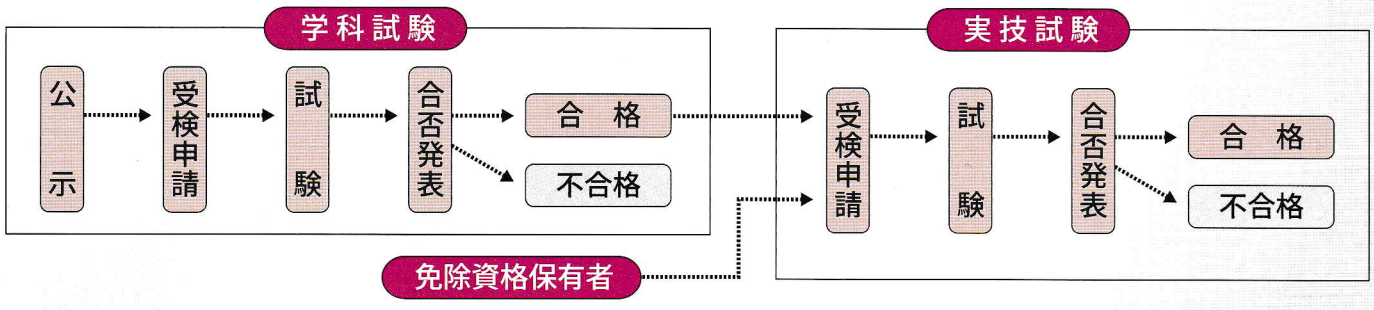

平成31年度の学科試験は、5月10日（金）までの申請が必要になります

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 全日本着付け技能センター
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目56番4号 美容会館1階 TEL. 03-3370-1740 FAX. 03-3370-1745
www.kitsuke.or.jp